

報告第27号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：環境衛生センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

公用車運転中の物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	160,000円
相手方	小松島市和田島町在住の男性
事故発生年月日	令和元年6月12日
事故発生場所	小松島市和田島町字遠見

事故の概要

事故発生場所において、ごみの収集後、Uターンするため回転場に入ろうと本市環境衛生センター塵芥処理車両を左折させたところ、目測を誤り、車両左後方部をブロック塀に接触させて損傷させたもの。

令和元年7月8日 専決第10号

小松島市長 濱田 保徳